

指針第1号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和6年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		5,066	t-CO ₂
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふつ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふつ化窒素		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		5,066	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量		t-CO ₂		t-CO ₂	

項目	基準年度 令和6年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和9年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量	0.1729	t-CO ₂ / m ²	0.1677	t-CO ₂ / m ²	3.0

(2) 目標設定の考え方

原単位を年平均1%以上低減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房温度を順守する。冷房28℃、暖房20℃ ・空調機を順次省エネタイプに切換える ・クールビズ、ウォームビズの運用を促進する。 	
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み時間の消灯を徹底する。 ・不要時の消灯を徹底する。 	
省エネルギー・省資源の行動の実践・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネモード設定を徹底する。 ・待機電力の削減を推進する。 	
省エネルギー・省資源の行動の実践・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・便座ヒータの運用を継続する。6月－10月停止 ・電気式給湯器の運用を継続する。6月－10月停止 ・省エネ組織によるアイデア創出。 	
自動車利用における取組	業務による移動は公共交通機関を利用する。	
工場等の稼働における対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率コンプレッサ（インバータによる流量制御等）に更新 ・設備の電動化によるエア使用量低減 ・空調設備最適化による 	

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--